負債の部			
区分	内訳		金額（千円）
	摘要	金額（千円）	
流動負債			7,404,039
未払金		2,967,199	
未払消費税等		261,499	
預り金		431,393	
賞与引当金		3,214,113	
その他	未払費用	343,152	
	前受収益	20,838	
	短期リース債務	165,572	
	短期未払金	270	
固定負債			118,453,280
退職給付引当金		118,009,198	
その他	長期リース債務	443,202	
	長期未払金	880	
負債合計			125,857,320
差引正味財産			29,647,572

財産目録

（高齢者医療制度円滑導入勘定）　（平成21年３月31日現在）

資産の部			
区分	内訳		金額（千円）
	摘要	金額（千円）	
流動資産			30,973,115
現金及び預金			30,956,261
	普通預金	30,956,261	
その他			16,854
	その他の未収入金	16,854	
資産合計			30,973,115

負債の部			
区分	内訳		金額（千円）
	摘要	金額（千円）	
流動負債			39,078
未払金			39,078
	未払金	39,078	
固定負債			30,934,036
円滑導入基金			30,934,036
	円滑導入基金	30,934,036	
負債合計			30,973,115
差引正味財産			—

事業状況報告書

1　社会保険診療報酬支払基金の概要

⑴　事業内容

ア　診療担当者の提出する診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。以下同じ。）を行うこと。

イ　前記のアにより審査を行った診療報酬請求書に対して、厚生労働大臣の定めるところにより算定した金額を支払うこと。

ウ　前記のア及びイに準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の審査及び支払を行うこと。

エ　各保険者から、委託金の委託を受けるとともに各保険者に診療報酬の請求を行うこと。

オ　前記のアからエまでの業務に附帯する業務を行うこと。

カ　前記のアからオまでの業務のほか、社会保険診療報酬支払基金法第１条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

キ　生活保護法、児童福祉法、母子保健法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律又は障害者自立支援法の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、児童福祉法、母子保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律又は障害者自立支援法の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたとき並びに防衛省の職員の給与等に関する法律の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定により、これらに規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいて、その支払に必要な事務を行うこと。

ク　厚生労働大臣の定める疾病について医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うこと。

ケ　高齢者の医療の確保に関する法律の定めるところにより次の高齢者医療制度関係業務を行うこと。㋐保険者から前期高齢者納付金等を徴収し、保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務。㋑保険者から後期高齢者支援金等を徴収し、後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務。㋒保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務。